

## 恵那市死者の情報の取扱いに関する条例の制定案への意見募集

### 1. 趣旨

令和5年4月から、自治体に個人情報保護法が一律に適用されることに伴い、本市が定めていた恵那市個人情報保護条例については令和5年3月末で廃止することとなります。

個人情報保護制度としては、個人情報保護法では「個人情報」の範囲となる定義を「生存する個人に関する情報」に限定しており、現行の恵那市個人情報保護条例において含まれていた「死者に関する情報」を原則として含まないこととされています。このことから、現行の制度では行っている死者に関する情報の取扱いに関して、従来どおりその情報を適切に取扱い、また開示請求に対して引き続き開示を行う必要がありますが、死者に関する情報は、個人情報保護法に基づき個人情報として扱うことができません。

他方で、情報公開制度としては、恵那市情報公開条例において、市が保有する公文書には、「個人情報」として「死者に関する情報」が含まれることから、死者に関する情報を非公開情報として扱い、開示することは原則として行っていません。

以上を踏まえ、令和5年4月以降も死者に関する情報を引き続き市が適切に取扱い、また相続人等に対し開示が可能となるよう個人情報保護制度と情報公開制度との整合性を図りつつ、開示請求等の取扱いを定める本条例を制定する必要があるため、この内容について意見を募集します。

### 2. 実施機関

市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、財産区及び議会を対象の実施機関とします。

### 3. この条例で定める事項

#### (1) 死者情報の定義

- ① 死者に関する情報は、個人情報保護法及び恵那市情報公開条例との整合性を図り、当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除くものであって、市が保有しているもののうち、次のいずれかに該当する

ものとしします。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの

イ 死者を識別できる符号が含まれるもの（生前に存在していた個人情報保護法に規定する個人識別符号のうち、当該個人の死亡後になお市が保有するもの）。

## (2) 相続人等が請求できる情報の範囲

開示請求ができる者	開示の対象となる情報の範囲
①死者の死亡時の親権者	死者を本人とする情報
②死者の配偶者、子及び父母 ※①以外の方	死者の死亡に関する情報、慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死亡に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報
③死者の相続人 ※①又は②以外の方	被相続人である死者から相続を原因として取得した財産、不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報
④他の市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人	死者情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相応な理由があると認める情報

## (3) 開示請求に係る手続、手数料等

- ・開示請求に当たり、請求をしようとする相続人等からの手続を個人情報保護条例及び情報公開条例（以下「条例等」という。）に基づき規定します。
- ・開示請求に対する決定期限を条例等と同様の14日以内とし、最大60日まで延長できるものとしします。
- ・現行の条例等のとおり、開示手数料は無料とし、写しの交付は実費を徴収するものとしします。

※現在の条例等と同様に開示請求に係る費用についてコピー代及び郵送の実費を徴収することが必要とするものです。

※そのほか、開示請求をした方（代理人を除く。）に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、費用の額を減額し、又は免除することができることを明記します。

(4) 恵那市情報公開・個人情報保護審査会への諮問できる事項

開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服申立の審査請求があったときは、原則として恵那市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定します。

(5) この条例が施行される日を令和5年4月1日とします。

4. 募集期間

令和5年1月10日（火）から令和5年1月31日（火）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市死者の情報の取扱いに関する条例の制定」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、恵那市役所総務部総務課へ直接持参するか、郵送、ファックスで提出してください。

- ・直接持参 恵那市役所本庁舎3階 総務課
- ・郵送 〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 本庁舎3階

- ・ファクス 0573-25-6150

**【問い合わせ】**

恵那市役所総務部総務課 TEL0573-26-2111（内線 326）